

- 今回調査では、新たにホームレスとなる新規参入層の割合が減少し、路上に長く留まる長期層や路上と屋根のある場所を行き来する再流入層の割合が増加していること等が確認された。

今後の対策については、これら3つの野宿経験タイプの特徴に留意しながら、きめ細かく検討を行う必要がある。

- 支援制度の利用度合いから現行の支援制度利用の問題点を検証すると、次の3つの課題が考えられる。

- ・ 第一は、A制度利用なし型への支援をどうするか。
- ・ 第二は、最も割合の高い、B巡回相談・その他支援のみ活用型への支援をどうするか。
- ・ 第三は、支援制度を活用して、一旦、路上から脱却したC自立支援センター等活用型（再路上型）の「再路上化」の原因や解決策をどうするか。

- ホームレスが就職するために望む支援については、「住所を設定する必要があるのでアパートがほしい」、次いで「就職の際の身元保証の援助」、「自分たちにあった仕事先の開拓」とする者の割合が高い。

従来の自立支援に加え、多様なメニューの可能性を検討していくことが効果ある支援に結びついていくものと考えられる。

(資料2)

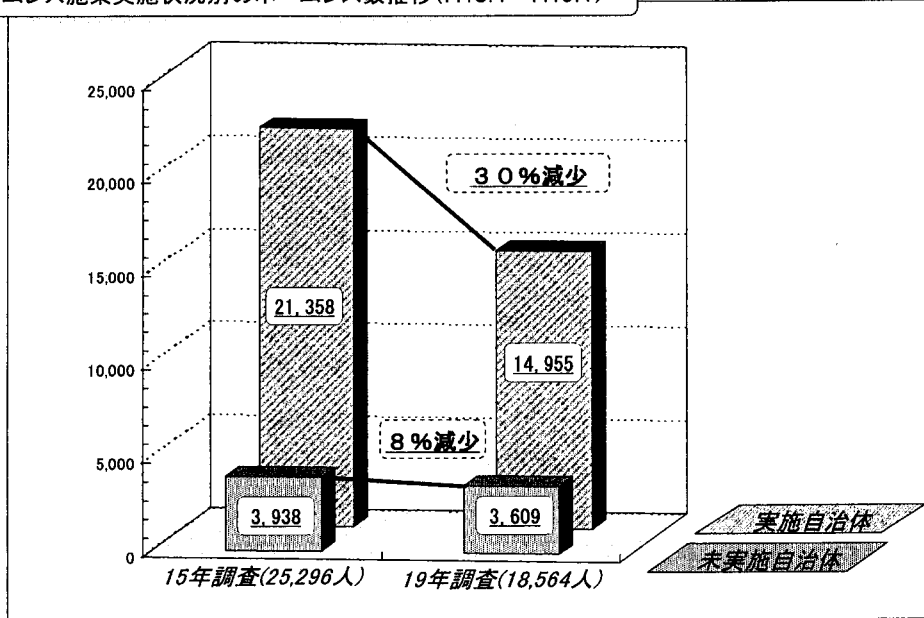
都道府県別のホームレス数

都道府県名	19年調査				15年調査	差引増△減
	男	女	不明	計		
北海道	139	9	13	161	142	19
青森県	7	0	0	7	16	△ 9
岩手県	25	4	3	32	18	14
宮城県	133	8	3	144	222	△ 78
秋田県	8	0	0	8	13	△ 5
山形県	10	1	0	11	24	△ 13
福島県	13	1	1	15	43	△ 28
茨城県	67	10	1	78	130	△ 52
栃木県	76	3	0	79	134	△ 55
群馬県	93	3	0	96	87	9
埼玉県	715	19	47	781	829	△ 48
千葉県	532	27	35	594	668	△ 74
東京都	4,577	113	0	4,690	6,361	△ 1,671
神奈川県	1,959	45	16	2,020	1,928	92
新潟県	45	4	2	51	74	△ 23
富山県	29	0	0	29	24	5
石川県	18	0	0	18	22	△ 4
福井県	39	2	0	41	24	17
山梨県	25	1	16	42	51	△ 9
長野県	25	3	1	29	37	△ 8
岐阜県	44	8	7	59	86	△ 27
静岡県	307	9	54	370	465	△ 95
愛知県	838	47	138	1,023	2,121	△ 1,098
三重県	50	6	5	61	46	15
滋賀県	27	5	0	32	57	△ 25
京都府	323	19	65	407	660	△ 253
大阪府	4,326	121	464	4,911	7,757	△ 2,846
兵庫県	475	13	139	627	947	△ 320
奈良県	20	2	0	22	14	8
和歌山県	66	2	2	70	90	△ 20
鳥取県	5	0	1	6	13	△ 7
島根県	7	0	0	7	4	3
岡山県	80	5	0	85	65	20
広島県	146	6	1	153	231	△ 78
山口県	21	1	1	23	33	△ 10
徳島県	31	2	0	33	14	19
香川県	33	1	0	34	46	△ 12
愛媛県	22	3	0	25	85	△ 60
高知県	20	2	1	23	23	0
福岡県	1,047	83	47	1,177	1,187	△ 10
佐賀県	30	10	1	41	41	0
長崎県	25	2	3	30	41	△ 11
熊本県	72	2	36	110	124	△ 14
大分県	43	2	0	45	39	6
宮崎県	29	3	3	35	22	13
鹿児島県	53	2	7	62	80	△ 18
沖縄県	153	7	7	167	158	9
合計	16,828	616	1,120	18,564	25,296	△ 6,732

ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移

- ▶ ホームレス施策を実施している自治体におけるホームレス数 → **30%減少**
- ▶ ホームレス施策を実施していない自治体におけるホームレス数 → **8%減少**

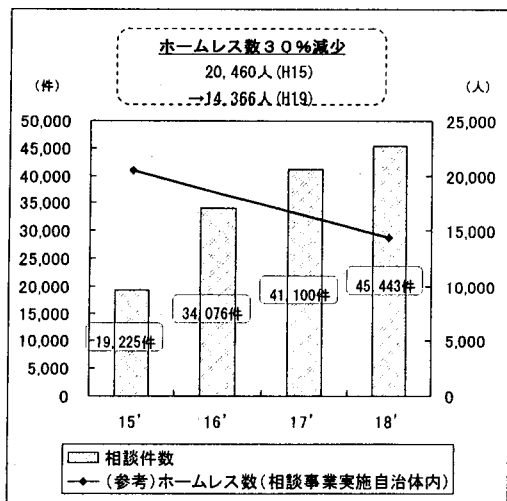
ホームレス施策実施状況別のホームレス数推移(H15.1→H19.1)



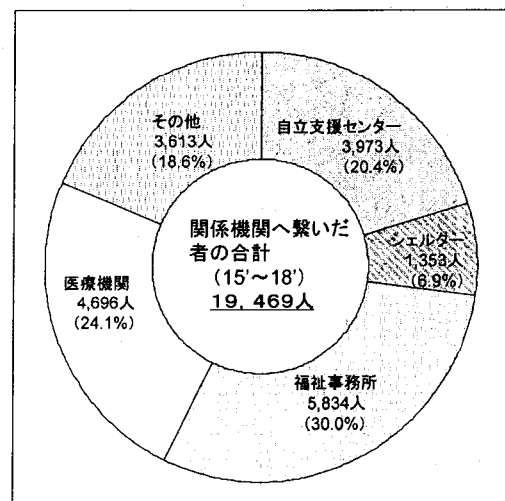
総合相談推進事業の実施状況(H15'～H18')

- ▶ 巡回相談等による相談活動を行った結果、15～18年度の4年間で**19,469人**の者を、ホームレス自立支援センター、シェルター、福祉事務所、医療機関等の関係機関へ繋ぎ、必要な援助を受けられるよう支援した。

相談件数の推移とホームレス数



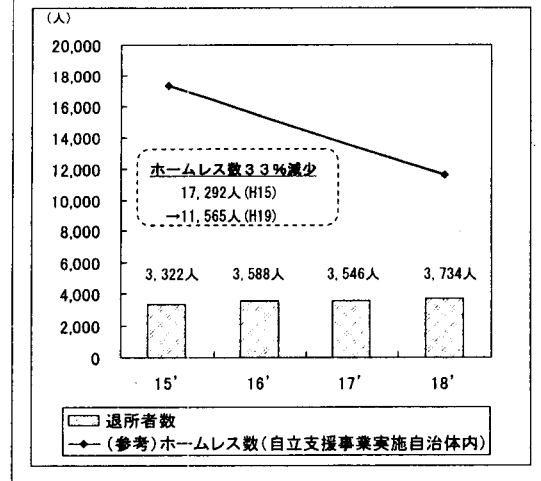
関係機関への連携状況



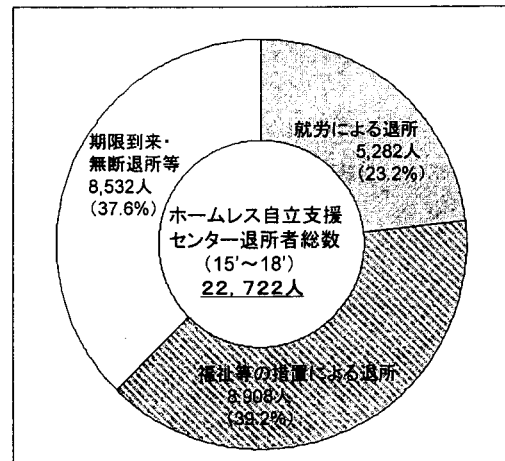
自立支援事業の実施状況(H15'～H18')

▷ 15～18年度のホームレス自立支援センター退所者22,722人のうち、約6割の14,190人が就労もしくは福祉等の措置により路上生活を脱却した。

就労、福祉等の措置によるセンター退所者数とホームレス数の推移



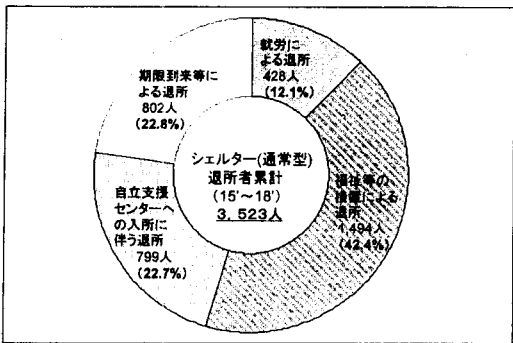
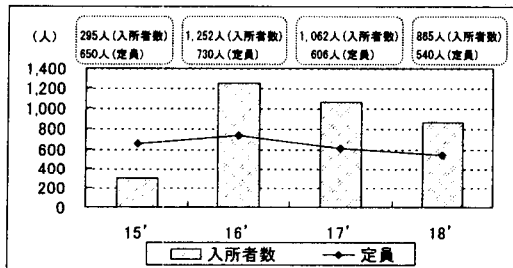
センター退所時の状況



緊急一時宿泊(シェルター)事業(H15'～H18')

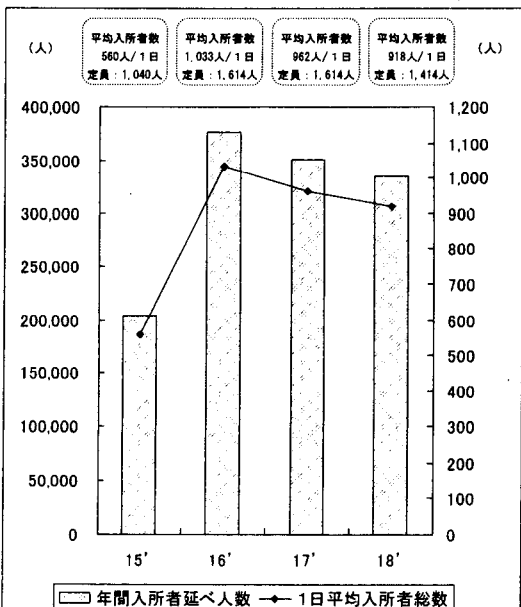
通常型

▷ 15～18年度で、2,721人の者がシェルターに一定期間滞在することにより、健康状態の回復等を図り、就労自立または福祉等の措置により路上生活を脱却している。



単泊型

▷ 1日に約900人の者が、緊急一時的にシェルターを利用し、健康状態の悪化を防止している。



3 消費生活協同組合制度の見直し等について

(1) 生協制度の見直しを踏まえた適正な運営の確保について

昨年の第166回通常国会において、「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案」を提出し、5月に可決成立し、公布されたところであり、本年4月1日（貸付事業に関する事項は、昨年12月19日）に施行されることとなっている。改正の趣旨及び主な内容は、以下のとおりであるが、各都道府県におかれては、改正生協法の内容をご理解の上、所管する生協に対し、その周知徹底を図り、円滑な施行に特段のご配慮をお願いするとともに、適正な運営体制が確保されるようご指導願いたい。

ア 改正の趣旨及び主な内容

(ア) 事業運営の規律強化に関する事項

生協は、事業規模が拡大し、経済事業主体としての責任が増大する中で、適正かつ迅速な意思決定が求められているが、改正前の生協法においては、「組合の内部組織に関する規定」や、「組合員の意思の反映」、「外部からの監視」を図るための制度が法令上の規定として十分整備されていなかったことから、改正生協法においては、事業の健全性を確保するとともに、組合員保護を図る観点から、事業運営の規律を強化することとした。

- ① 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ② 員外監事の設置の義務づけ
- ③ 行政庁による解散命令の強化（法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とした） 等

(イ) 事業の区域に関する事項

これまで地域による生協は、都道府県の区域を越えて設立することができないこととされていたが、モータリゼーションの進展等による生活圏の拡大等に伴い、同一の生活圏内に存在する他県生協の店舗等が利用できないという「県境問題」が発生していることから、改正生協法においては、地域による生協は、購買事業の実施のために必要がある場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができることとした。

(ウ) 員外利用に関する事項

現在、組合員以外の者による事業の利用（員外利用）は原則禁止され、厚生労働省令で定める場合を除き、行政庁の許可を得なければこれを行ってはならないとされているが、改正生協法においては、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用の原則禁止は引き続き維持することとする一方、員外利用させることができる場合を法令上定めるとともに、その場合の利用分量の額の上限を定めることとした。

(エ) 利用事業に関する事項

利用事業のうち、大きな位置を占めている医療・福祉事業については、その公共性にかんがみ、適正な事業実施が求められているとともに、子育て支援や家事援助など組合員による自主的な福祉活動が行われており、これらの取組を育てていくことが必要になっていることから、これを見直すこととした。

- ① 医療・福祉事業の法定化（生協法第10条第1項に定める事業の種類の一つとして、独立して明記）
- ② 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ③ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動に助成する事業を追加 等

(オ) 共済事業に関する事項

共済事業については、かつては慶弔見舞金程度のものであったが、近年では、契約件数の増加や共済種類の多様化により、保険及び共済全体に占める生協の共済事業の規模も大きくなっている。このような中、保険契約者の保護については、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき一定の規制が行われており、他の協同組合法についても、共済契約者の保護のための見直しが行われたところであり、改正生協法においては、生協における共済事業についても、契約者保護の観点から、必要な規制を整備することとした。

- ① 共済事業の健全性の確保
 - 財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合の最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定
 - 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）
 - 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定
 - 契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合等については、共済数理の専門家による関与を義務付けることが適当であることから、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させることを規定 等
- ② 共済事業に係る透明性の確保
 - 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないことを規定
 - 共済事業を行う組合の外部監査（会計監査人の監査）について規定 等
- ③ 共済募集に係る契約者の保護
 - 組合やその役職員などに対して、共済契約の締結等に関して共済契約者等に対して虚偽のことを述べることを禁止するなど、共済募集時の行為規制を規定 等
- ④ 共済契約の包括移転および契約条件の変更
 - 組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避するために、共済契約の包括移転および契約条件の変更について規定
- ⑤ 共済事業の円滑な事業運営の確保
 - 共済掛金及び共済金の最高限度については、定款の認可で足りることと規定 等

(カ) 貸付事業に関する事項（平成19年12月19日施行）

貸付事業については、生協法第10条第1項第4号の「組合員の生活の共済を図る事業」の一つとして行われているところであるが、改正前の生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていないため、貸付けを受ける組合員の保護が十分に図れないおそれがあった。また、現在、生協が行う貸付事業については、貸金業法（昭和58年法律第32号）が適用されないこととなっており、貸付事業に関する規制が設けられていない中で、平成18年の貸金業の規制等に関する法律等の改正により、貸金業者としての登録が困難となった事業者が生協を設立して貸金業を行うおそれがある。

このため、改正生協法では、貸付けを受ける組合員の保護を図るとともに、貸金業者の流入防止を図り、貸付事業の適正な実施を確保するための規定を整備することとした。

- ① 参入条件（純資産額規制）の設定
- ② 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

イ 法改正に伴う政省令等のスケジュールについて

改正生協法の施行に関し、平成19年12月14日に「消費生活協同組合法施行令」等を公布し、貸付事業に係る内容については、同年12月19日に施行されたところである。また、貸付事業以外の内容に係る省令については、パブリックコメント手続きを実施したところであり、今月中に公布することとしており、関係通知についても公布後、直ちに発出することとしている。

(2) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(3) 健全な運営の確保等について

ア 先般、生協の取扱っている食品による薬物中毒事案が発生したところである。

本事案をめぐる一連の対応において、事案の早期発見、被害の拡大防止という観点から、様々な局面における生協の対応は、十分でなかったと認識しているところである。

したがって、生協は、コープ商品として、組合員に商品を提供した卸売業者及び小売業者としての立場及び組合員の生活の改善向上を図ることを目的とする立場から、今回の事案の対応について検証を行い、再発の防止と危機管理体制の強化を図る必要があると考えている。

このため、商品の販売者である日本生活協同組合連合会に対しては、問題の商品の回収等、今回の事案の対応に万全を期すとともに、原因究明と再発防止のため、第三者を加えた委員会を設け、検証を行うよう指示したところである。

厚生労働省としては、日本生活協同組合連合会において十分な検証とそれに基づく必要な体制整備等が図られ、組合員からの信頼が回復されるよう、必要な指導・助言を行うこととしており、各都道府県においても、所管生協に対し、同様の問題があった場合は、必要な指導・助言を願いたい。

イ 近年、保険会社における支払い漏れ等の問題が表面化したことを受けて、生協の共済事業についても、金融庁と同様の調査を行ったところ、多数の支払い漏れ等の発生が判明したところである。

厚生労働省としては、報告内容の精査・分析を行い、再発防止の指導を施していくこととしており、各都道府県においても、同様の問題がある場合は、指導の徹底をお願いする。

ウ 平成17年通常国会において保険業法が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は廃業や事業譲渡をすることと

なるが、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行って
いこうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に
則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

(4) その他

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査

平成19年度の調査については、4月を目途に調査結果表を公表することとして
いるので、都道府県におかれては、管内生協に対する指導等にご活用願いたい。

なお、平成20年度の調査実施にあたっては、都道府県のご協力をお願いしたい。

イ 生協関係予算

(ア) 消費生活協同組合指導監督事業の創設について

平成20年度から、「セーフティーネット支援等対策事業費補助金」において
「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1/2）を創設したところである。

本事業は、検査マニュアルの作成や担当職員の研修等を行うことにより生協に
対する指導監督の充実強化を図るものである。

都道府県においては、本事業の趣旨を理解していただき、改正法の円滑な施行
を図るため、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

(イ) 消費生活協同組合運営状況調査委託費

今年度をもって本調査委託費については、廃止することとなったのでご了承願
いたい。

(ウ) 消費生活協同組合貸付金

本貸付金は、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」（昭和28年法律第
13号）に基づき、実施してきたところであるが、今般の法改正と併せ廃止する
こととなったのでご了承願いたい。

4 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館整備・運営等事業

隣保館整備・運営等事業については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

なお、平成20年度予算案における関係事業については、以下のとおりであるので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内の市町村に対してご周知願いたい。

(ア) 隣保館整備等事業

隣保館整備等事業については、各地方公共団体の需要を踏まえ所要の額を計上している。

(イ) 隣保館運営事業

隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割を担っていくことが必要であることから、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館としての運営がなされるとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策についても、十分活用が図られるよう管内市町村に対しご周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネ

ネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 市町村合併等に伴い、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、十分ご留意願いたい。

④ 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう留意されたい。

⑤ 隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

ウ 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成20年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

(2) 人権課題に関する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。